

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

最終更新日：令和7年10月27日

(様式5)

特定非営利活動法人日本デフゴルフ協会 スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞遵守状況の自己説明

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | 自己説明 | |
|--------------|---------------------------------------|--|---|---|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 1 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること | 国内事業計画とデフリンピックゴルフ競技力向上に向けた日本代表強化事業計画をはじめ、普及啓発、マーケティング、財務基本計画の分類で中長期ビジョンで策定しているが、今後さらに内容を詰めた、デフリンピック日本開催後も見据えた中長期計画を2026年3月まで策定する。 | 1. 2023デフゴルフ中長期基本計画 2. デフゴルフ活動計画 3. 2023理事会議事録（中長期計画） |
| 2 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること | 6年前から強化委員会主催のデフリンピック強化指定選手育成事業を行っており、強化委員会担当の若い人材（理事3名、会員2名）が頑張っている。理事の一部が高齢化が進んでいることから、新陳代謝を図るため、会員皆さんに業務協力をお願いを徹底しており、来年に大幅な理事入替を予定している、またガバナンス、コンプライアンスに詳しい外部スタッフを招き、コンプライアンス委員会メンバーになって頂いている。 | 1. 2023デフゴルフ中長期基本計画 2. デフゴルフ活動計画 8. デフゴルフコンプライアンス委員会規程 |
| 3 | [原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである | (3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること | 今まで事業を行うにあたり、赤字計上しないよう収支計画をしてきたので現在まで大きな赤字には至っていない。助成金活用する機会が増えていることから、現金をストックしていく財務の健全性に関する計画を策定している途中にあり、今後理事会で財務に関する具体的な計画を2027年3月までに策定し、公表していきたい。 | 1. 2023デフゴルフ中長期基本計画 2. デフゴルフ活動計画 |
| 4 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること | 現在の理事会は男性9名、女性1名であり、中長期計画に女性理事30%にすることを目標に設定しているが、先般役員の選任に関する規程を策定し、外部理事25%、女性理事40%という目標を設定した。現在外部理事は配置していないが、有識者をターゲットにして交渉にあたっていきたい。なお、外部理事を含む理事の任用にあたっては理事に期待される知識、経験、能力の観点及び各理事の選任の観点をホームページ等で公開していくことを考えている。 | 4. 2024デフゴルフ役員名簿 25. デフゴルフ役員選任に関する規程 29. 20231005理事会議事録 |

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | | |
|--------------|---------------------------------------|---|---|---|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 5 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること | 当協会は評議員会を設置していないため、本審査項目は適用されない。 | |
| 6 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること | (1) アスリート委員会は既に機能しており、意見（問題、対策）を組織運営に活かしている。弁護士に依頼し、アスリート委員会規程は既に作成済である。 これまで委員会は開催したものの、議事録を作成していないこともあったため、2024年4月以降は年1回以上定期的にアスリート委員会を開催した上で議事録も作成する。 (2) アスリート委員会には様々な年代（30歳台～50歳台）と地域の選手を配置し、多様な意見を吸い上げるようにしている。 (3) アスリート委員会には理事を配置し、委員会での意見を組織運営に反映させている。 | 5. デフゴルフアスリート委員会規程 6. アスリート委員会名簿 |
| 7 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること | 会員数は49名、理事人数が10名で運営している。理事間の意思疎通についてもオンラインツールを活用して適時問題無く行っていることもあり、適正な規模であると考えられる。 | 4. 2025デフゴルフ役員名簿、会員名簿 |
| 8 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること | ゴルフスポーツの特性から40歳～70歳の年配者が多いが、デフリンピックゴルフ競技が出来てから、最近では若手選手が増えてきており、役員の新陳代謝が進み始めてきている。理事の就任時の年齢制限などは、証憑書類27の「役員を選任に関する規程」（2023年10月に制定）の第2条1項にて就任時の年齢は満70歳未満と定め、ホームページにも掲載している。 | 4. 2024デフゴルフ役員名簿 25. デフゴルフ役員選任に関する規程 29. 20231005理事会議事録 |

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | | |
|--------------|---------------------------------------|--|--|---|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 9 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないよう再任回数の上限を設けること | <p>「役員を選任に関する規程」に、理事になる者は、既に連続して10年務めた者でないこと、また任期は連続して10年を超えることができない旨定められている。</p> <p>例外として、当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事として選任された場合は10年以上超えても最長2期在任できる事項も盛り込んでいる。最近は若い理事就任が連続的に続いており、新陳代謝も進んできている。</p> <p>現在10年を超えて在任している理事が2名いるが、2名とも設立当初から協会法人化まで尽力すると同時に協会運営を中心になって支え、現在は2025年デフリンピックに向けた強化・育成に必要な不可欠な存在であると理事会及び外部委員も含めた強化委員会・事業委員会の各種委員会で評価されていることから継続して在任している。今後は役員の新陳代謝を図るべく順次交代する手配は行っている。</p> | <p>4. 2024デフゴルフ役員名簿</p> <p>25. デフゴルフ役員選任に関する規程</p> <p>29. 20231005理事会議事録</p> <p>7. 2025年定期総会議事録</p> |
| | | | <p>【例外措置または小規模団体配慮措置】</p> | |
| 10 | [原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。 | (4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること | <p>役員候補者選考委員会を、次期選考時に合わせ、2026年3月までに設置する。理事会からの独立性を確保する上では、役員候補者選考委員会の構成員の半数以上を現職の理事（外部理事を含む）が占めないようにすることが求められる。</p> | |
| 11 | [原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。 | (1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること | <p>理事会共通認識の上でコンプライアンス・倫理規程、コンプライアンス委員会規程を整備し、ホームページ開示している。</p> | <p>8. デフゴルフコンプライアンス・倫理規程</p> <p>28. デフゴルフコンプライアンス委員会規程</p> <p>29. 20231005理事会議事録</p> |

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | | |
|--------------|-------------------------------------|---|---|--|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 12 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を 整備しているか | 法人の運営全体に関しては法務局に登録されているNPO法人定款によって定められている。 現在ホームページにて他の規程も含めて開示している。 その他の規程「業務分掌規程」は2027年3月までに策定する。 | 9. 日本デフゴルフ協定会定款 1 1. デフゴルフ強化委員会規程 2 4. デフゴルフ利益相反取引管理規程 2 5. デフゴルフ役員選任に関する規程 5. デフゴルフアスリート委員会規程 8. デフゴルフコンプライアンス・倫理規程 3 0. 経理規程 |
| 13 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか | 法人の業務に関する規程は証憑書類をホームページにて開示している。 | 1 0. デフゴルフ処分規程 2 7. デフゴルフコンプライアンス委員会規程 8. デフゴルフコンプライアンス・倫理規程 3 2. 情報公開規程 3 3. 個人情報保護方針 |
| 14 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備して いるか | 旅費に関する規程は定めている。 また現在職員はおらず、理事に対する報酬も発生していないが、2027年3月までに役員報酬規程、職員の就業規則を策定する予定。 | 2 6. 旅費規程 |
| 15 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか | 財産管理規程を定めている。 | 3 1. 財産管理規程 |

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | | |
|--------------|-------------------------------------|--|---|--|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 16 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。 | (2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか | 会費収入は定款第9条に定めており、スポンサーの種類や取り決めはスポンサープランに定めて 鋭意募集をして、財政の安定化を図っている。今後、更に財政基盤を整えるために必要な規程 (寄附金に関する規程など)を2027年3月までに策定する。 | 9. 日本デフゴルフ協会定款 23. スポンサープラン 34. プレミアスポンサー契約書 35. ゴールドスポンサー契約書 36. ブロンズスポンサー契約書 37. アソシエイツスポンサー契約書 |
| 17 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。 | (3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する 規程その他選手の権利保護に関する規程を整備す ること | (1) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程は、証憑書類12にある「強化指定選手 選考規程」「世界デフゴルフ選手権大会代表選考規程」「デフリンピックゴルフ競技選手選考 規程」によって定められている。(令和7年4月1日改訂施行) (2) 上記の規程には、選考に漏れるなど不服がある場合にスポーツ仲裁機構によって解決さ れる条項 (「強化指定選手選考規程」第7条、「世界デフゴルフ選手権大会代表選考規程」第8条、「デ フリンピックゴルフ競技選手選考規程」第7条)が含まれ、選手の権利を保護している。 (3) 選考基準については明確な基準を策定している。これに基づき選手選考を行う協会委員 会委員の選定については、理事または会員の中から、委員会を構成する委員を専任するほか (強化委員会規程第3条第1項)、次の各施策によって公平性を担保している。 ・強化委員会の決議に際し、特別の利害関係を有する委員は議決権を有しないこととしてい る。 (強化委員会規程第4条第3項) ・委員長が必要と認めた時は、委員会において委員以外の者を参考人として出席させ、意見ま たは説明を聴くことができる。(強化委員会規程第4条第4項) | 12. デフゴルフ強化指定選手等選考規程 |
| 18 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。 | (4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規 程を整備すること | 独自審判員は存在しないため、本項目は該当しない。 | |
| 19 | [原則3] 組織運営等に 必要な規程を整備す べきである。 | (5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談 ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や 問い合わせをできる体制を確認すること | (1) 会計に関しては税理士法人と契約し相談できる体制を整えている。また規程類の整備な ど協会の運営基盤に関わることについては、JPC法務支援窓口を活用することで相談ルート を確認している。 https://parasports.or.jp/consultation/index.html (2) 理事もJPCインテグリティ研修を受講し、意識の向上に努めている。また理事会内では コンプライアンス・倫理規程をしっかりと理解するようにしている。 | 17. 税理士法人顧問契約書 8. デフゴルフコンプライアンス・倫理規程 |

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | | |
|--------------|---------------------------------|--|--|---|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 20 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること | コンプライアンス・倫理規程、及び、コンプライアンス委員会規程は策定済み。 コンプライアンス委員会を2024年12月に設置し、男性委員2名（有識者含む）女性委員1名で構成している。 | 8. デフゴルフコンプライアンス・倫理規程 28. デフゴルフコンプライアンス委員会規程 |
| 21 | [原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。 | (2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すべきである。 | コンプライアンス・倫理規程、及び、コンプライアンス委員会規程は策定済み。 コンプライアンス委員会を2024年12月に設置し、男性委員2名（有識者含む）女性委員1名で構成している。 | 8. デフゴルフコンプライアンス・倫理規程 28. デフゴルフコンプライアンス委員会規程 |
| 22 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 理事会全員にガバナンス、コンプライアンスの啓発活動として日本パラスポーツ協会が行っている研修（ユークチュープ）案内を発信して、年1回必ず受講している。 ライングループによるコンプライアンス情報共有する旨、コンプライアンス・倫理規程へ追記することを検討している。 | |
| 23 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること | 役職員同様、選手に対してもJPC主催のオンラインによるインテグリティ研修会を年1回必ず受講している。 ライングループによるコンプライアンス情報共有する旨、コンプライアンス・倫理規程へ追記することを検討している。 | 14. デフゴルフ選手行動指針 15. デフゴルフ強化指定選手誓約書 |
| 24 | [原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである | (3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること | 審判員は存在しないため、本項目は該当しない。 | |
| 25 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること | (1) 会計に関しては税理士法人と契約し相談できる体制を整えている。 (2) 規程類の整備など協会の運営基盤に関わることについては、JPC法務支援窓口を活用することで専門家への相談ルートを確保している。 https://parasports.or.jp/consultation/index.html 会計事務所と顧問契約書を既に締結している。 | 17. 税理士法人顧問契約書 8. デフゴルフコンプライアンス・倫理規程 |

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | | |
|--------------|--------------------------|--|---|---|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 26 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること | (1) 経理規程を策定している。 (2) 毎年、NPO会計処理を適切に行い、監査報告書を監事から提出してもらっている。監事は建築技術の研究に貢献し、組織運営に携わってきた経験と知恵を持ち合わせており、かつ財務及び経理に必要な知識を有している。 | 18. 2024決算書(NPO法人日本デフゴルフ協会第12期) 19. 2024年度監査報告書 20. 2024年度総勘定元帳 21. 監事名簿 30. 経理規程 |
| 27 | [原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである | (3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること | 2019年からJPC（日本パラリンピック委員会）に加盟し、強化事業助成金を受給しており、JPC助成金事業用会計処理手引に従って、JSCの審査を受けた上で適正な経理処理を行っている。 | 13. 令和7年度助成事業用会計処理手引 22. 補助金交付額決定通知書 |
| 28 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと | 財務情報等について、法令に基づく開示を行っている。今までは内閣府NPO法人ポータルサイトにおける貸借対照表の公告方法を行ってきたが、ホームページリニューアルにより、下記URLにて毎年公開している。 https://jdga.or.jp/about/financial/ | 18. 2024決算書(NPO法人日本デフゴルフ協会第12期) |
| 29 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること | デフリンピックにゴルフ競技が追加されたので強化指定選手選考を隔年行っている。選考基準を既に明確にしているが、スポーツ専門の弁護士に相談し対象要件の見直しを行い2025年4月に改訂した（証憑書類12参照）。 https://jdga.or.jp/about/provision/ | 12. デフゴルフ強化指定選手等選考規程 |

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | | |
|--------------|------------------------|---|---|---|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 30 | [原則7] 適切な情報開示を行うべきである。 | (2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること | ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等は現在の弊協会ホームページにて開示している。 https://jdga.or.jp/about/governance/ | 直近に開示した遵守状況に関する証憑書類 |
| 31 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること | 利益相反に関する規程を作成し、重要な契約については客観性、透明性をもって管理しており、ホームページにも開示している。 https://jdga.or.jp/about/provision/ | 8. デフゴルフコンプライアンス・倫理規程 24. デフゴルフ利益相反取引管理規程 29. 20231005理事会議事録 |
| 32 | [原則8] 利益相反を適切に管理すべきである | (2) 利益相反ポリシーを作成すること | 利益相反管理規程を策定して、役職員の義務、考慮事項など、利益相反ポリシーを定めており、ホームページにも開示している。 https://jdga.or.jp/about/provision/ | 24. デフゴルフ利益相反取引管理規程 29. 20231005理事会議事録 |
| 33 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (1) 通報制度を設けること | 現在は統括団体であるJSPAの窓口を恒常的に当協会関係者に周知している。 https://www.parasports.or.jp/consultation/index.html 今後は競技団体独自の通報制度窓口を2027年3月までを目途に策定する予定であり、スポーツにおける暴力・ハラスメントその他人権侵害防止のための組織作りに関する専門的知見を有する者の助言を受けて制度を構築することも検討している。 | https://www.parasports.or.jp/consultation/index.html |
| 34 | [原則9] 通報制度を構築すべきである | (2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること | 現在は統括団体であるJSPAの窓口を恒常的に当協会関係者に周知している。 https://www.parasports.or.jp/consultation/index.html 今後は競技団体独自の通報制度窓口を2027年3月までを目途に策定する予定である。 | https://www.parasports.or.jp/consultation/index.html |

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | | |
|--------------|---|---|---|---|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 35 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること | <p>処分に関する規程はあるが、処分の実績はない。</p> <p>処分規程に基づき、処分を行うことを現在のホームページにて公開し、恒常的に当協会関係者に周知している。</p> <p>(1) について禁止行為は「処分規程」の第3条に書かれている。</p> <p>処分対象者は上記規程の第2条に書かれている。</p> <p>処分内容は上記規程の第4条に書かれている。</p> <p>処分に至るまでの手続きは上記規程の第5～9条に書かれている。</p> <p>(2) ホームページも同様に公開し、周知している。</p> <p>(3) 処分対象者に対して聴聞の機会を設ける旨に関しては、上記「処分規程」内に2027年3月までに追記する。</p> <p>(4) 処分結果については上記規程の第7条に書かれている。</p> | 10. デフゴルフ処分規程 |
| 36 | [原則10] 懲罰制度を構築すべきである | (2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること | コンプライアンス委員会を2024年12月に設置し、男性委員2名（有識者含む）女性委員1名で構成しており、中立性及び専門性を有している。 | 10. デフゴルフ処分規程 28. デフゴルフコンプライアンス委員会規程 |
| 37 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること | <p>代表選手選考結果に不服の申し立てがあった場合は公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう処分規程で定められてる。今年からこの事態に備えるための弁護士サポート体制も同時に構築していくことを計画している。審査項目に対応した説明は以下。</p> <p>(1) NFにおける懲罰や紛争について処分規程の第8条で日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるように自動応諾条項を定めている。</p> <p>(2) 世界デフゴルフ選手権大会代表選考規程8条、デフリンピック競技選手選考規程7条に記載し、代表選手選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。</p> <p>(3) 申立期間については、合理的ではない制限を設けていない。</p> | 10. デフゴルフ処分規程 12. デフゴルフ強化指定選手等選考規程 |
| 38 | [原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。 | (2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること | <p>これまでの処分実績はない。</p> <p>処分を行う場合には、処分規程第7条でスポーツ仲裁利用可能なことを示している。</p> | 12. デフゴルフ処分規程 |

スポーツ団体ガバナンスコード＜中央競技団体向け＞適合性審査 審査書式

| 審査項目 通し番号 | 原則 | 審査項目 | | |
|--------------|--|--|---|------|
| | | | 自己説明 | 証憑書類 |
| 39 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること | 現在、危機管理体制に関するマニュアルを整備していないため、2027年3月までに危機管理マニュアルを整備する予定である。 | |
| 40 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施 | 不祥事は過去一度も発生していない。 | |
| 41 | [原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。 | (3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施 | 不祥事は過去一度も発生していない。 | |
| 42 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと | 地方組織は無いため、本項目は該当しない。 | |
| 43 | [原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。 | (2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと | 地方組織は無いため、本項目は該当しない。 | |